

白井市行政経営審議会 令和6年度第5回会議

日 時 令和6年11月28日（木）
午後6時30分から

場 所 白井市役所東庁舎101会議室

次 第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議題
 - (1) 策定スケジュールの見直しについて〔説明〕
 - (2) 現指針・取組項目（基本方針2・3）の成果・実績〔説明〕
 - (3) 新指針・取組項目（基本方針1～3）の検討〔審議〕
 - (4) その他
- 4 閉会

行政経営指針策定スケジュール【R6.11修正】

[illegible]

時期	実施事項(予定)
R6.6.28【第1回】	委員委嘱、現指針の概要、策定方針、スケジュール〔説明〕 ※終了
R6.8.2 【第2回】	市の現状・財政状況、財政推計〔説明〕 ※終了
R6.8.29【第3回】	現指針の位置づけと役割、新指針の方向性(案)、スケジュール〔説明〕※終了
R6.10.10【第4回】	現指針の総括〔説明〕 基本方針①、取組項目の検討〔議論〕※終了
R6.11.28【第5回】	現指針の総括〔説明〕 基本方針①・②・③の検討〔議論〕
R6.12 【第6回】	基本方針①・②・③の検討、目標数値の検討〔議論〕
R7.1 【第7回】	基本方針②・③の検討、目標数値の検討〔議論〕
R7.2 【第8回】	指針(素案)の決定
R7.3	行政経営戦略会議(庁内会議)に付議 ⇒ 市民意見公募(2週間以上)
R7.4【R7.第1回】	市民意見の報告・反映 ⇒ 指針(最終案)の決定〔答申〕

2/28~3/17

【取組達成度】○…達成 △…一部未達成 ×…未達成（成果なし）

指針	実施計画	第1次 第2次		主な成果・取組み	取組達成度	備考 (実施計画での位置づけ)
		第1次	第2次			
1 効率的な行政組織の構築	①行政組織のスリム化・効率化	行政組織の見直し	●	●	○	通常業務における取組へ移行（令和4年度～）
	②柔軟な組織づくり・危機管理体制の強化 プロジェクトチーム制度の導入	プロジェクトチーム制度の活用	●	●	○	通常業務における取組へ移行（令和4年度～）
	③行政組織内の情報共有	情報提供戦略に関する計画の策定	●	●	○	第1次計画（令和3年度）をもって取組終了
2 多様な人材の育成と確保	①人材育成基本方針の見直し	人材育成基本方針の見直し	●	●	○	第1次計画（令和3年度）をもって取組終了
	②適材適所な人事配置	適材適所な人事配置	●	●	—	『人材育成基本方針』への位置付けに移行（令和4年度～）
	③現場主義職員の育成	現場主義職員の育成	●	●	—	『人材育成基本方針』への位置付けに移行（令和4年度～）
	④職員が地域活動に参加しやすい仕組みの検討・推進	職員が地域活動に参加しやすい仕組みの検討・推進	●	●	○	『人材育成基本方針』への位置付けに移行（令和4年度～）
	⑤経験や専門知識を持った人材の積極的な確保	人材の積極的な確保	●	●	○	『人材育成基本方針』への位置付けに移行（令和4年度～）

現行政経営指針の成果・取組実績

【基本方針2 持続可能な行財政運営】

【取組達成度】○…達成 △…一部未達成 ×…未達成（成果なし）

指針	実施計画	第1次 第2次		主な成果・取組み	取組達成度	備考 (実施計画での位置づけ)
		第1次	第2次			
3 財源の確保	①未収金の徴収体制の強化	未収金の徴収の一元化	●	- プロジェクトチームによる検討の結果、従前の対象債権に加え、下水道使用料、学校給食費の未収金については、徴収業務を収税課に一元化することとした。(R2～) ※一元化の対象としている債権(市税以外) 介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、下水道資料料、保育料のうち、1公課5万円以上の滞納者の未収金	○	第1次計画(令和3年度)をもって取組終了
	②使用料・手数料の見直し	使用料・手数料の見直し	●	- 使用料・利用料金の減免について、市の統一的な基準を策定(H30) - 使用料・手数料に係るコストに対する受益者の負担率100%を目指し、額の見直しを行った(R5・6見直し作業、R7改定予定)	○	
		上下水道料金の適正化	●	※R6～R7年度において下水道事業戦略の見直し実施 - R2～R5年度決算における料金回収率(事業費に対する使用料の比率)は、100%を上回っている状況	—	
	③将来負担の抑制	将来負担の抑制	●	- 行政経営指針において、地方債残高の目標数値を設定 - 地方債の借入を抑制するため、公共施設等の整備や大規模な改修は、個別計画や政策決定された事業のみを予算計上(例年)	—	通常業務における取組へ移行(令和4年度～)
	④企業等の進出誘導	土地利用の促進	●	- 国道16号沿道において、特定の区域内で行われる開発行為に対して、奨励金を交付する制度を創設した。(H30～) - 地域住民により設立された『地区まちづくり協議会』(市独自条例に基づく地域組織)に対し、土地利用に関する検討の支援を行った。(サウンディング型市場調査の実施など) - 土地利用の促進や企業誘致のための専門部署(企業誘致推進室)を設置(R4～) ※誘致実績 商業施設・データセンター	○	『総合計画・総合計画実施計画』への位置付けに移行(令和4年度～)
	⑤農産物の高付加価値化やブランド化	農商工連携による農産物販路の拡大	●	- 白井産農産物の取扱いのある既存の小売店・飲食店に対し、地産地消をPRするためののぼり旗等を配布し、取扱いの拡充を依頼(H30) - 庁舎内売店において白井の梨、自然薯及び梨加工品等の販売を開始(H30) - 市内の民間事業者が農商連携となる商品を開発し、市の支援としてふるさと産品に認定した(H30) - 販路拡大支援のため、インターネット販売等に係る経費の補助事業を実施(R2～)	○	『総合計画・総合計画実施計画』への位置付けに移行(令和4年度～)
	○多様な収入の確保	広告収入の確保	●	- 市のHPにおけるバナー広告の実施(年間144,000円) - 広報紙に広告枠を創設(1枠5,500円:1回2枠・年間24回)	○	第1次計画(令和3年度)をもって取組終了
	※指針に位置づけのない取組み(実施計画のみに位置づけ)	公有財産の有効活用	●	- 行政財産の有償貸付(警察署、売店):年間約150～200万円 - 普通財産の有償貸付:年間約170～270万円 - 給食センター跡地の有償貸付(R2):935,680円	○	
		普通財産等の売却	●	- 廃止した教職員住宅(敷地含む)の売却(H30:5,550万円) - 活用予定のない自治会集会所予定地等の売却(R2～R5:4,755万円) - 廃止した給食センターの跡地についてトライアルサウンディングにより市場性調査の実施(R4)※未売却	△	
		公共施設等へのネーミングライツの導入	●	- 公共施設ネーミングライツ導入ガイドラインを策定(R4) - 一公募を実施したが応募がなかったため、HPにおいて提案型での募集を開始 - 市内公園1施設において協定締結(R5:年額50万円)	○	
		ガバメントクラウドファンディング活用の推進	●	- 各課での活用を促進するため、毎年1回、外部講師によるセミナーを実施(R4～) - 市のマスコットキャラクターの着ぐるみ製作費用をクラウドファンディングにより確保(R5:207万円)	△	
		赤道の市道認定の促進	●	条件に合致する赤道を市道に認定し、地方交付税の算定数値に組み込んだ。(R4:約15km78路線/約22km137路線)	○	令和4年度のみの実施(終了)

現行政経営指針の成果・取組実績

【基本方針2 持続可能な行財政運営】

【取組達成度】○…達成 △…一部未達成 ×…未達成（成果なし）

指針	実施計画	第1次		主な成果・取組み	取組達成度	備考 (実施計画での位置づけ)
		第1次	第2次			
4 歳出の抑制	①事業の見直し・統廃合・民間委託・協働の推進	●		・市内全体の公共施設（※）の保守点検業務について、単独事業者に包括的に委託し、業務の効率化・コストの軽減を図った（R3～） ※市役所、各センター、小中学校、保育所等 ・市内全体の公共施設（※）の空調設備、照明設備をリース方式により一括で設置することにより、補助制度の活用と年度別支出の平準化を図った（R3～） ※センター、保育園等	○	第1次計画（令和3年度）をもって取組終了
	小中学校LED照明器具の改修の実施に向けた検討	●		複数の事業者とリース方式に関する協議を行った結果、コストの削減効果が明確に期待できないものであったため、事業の実施を見送った。	×	第1次計画（令和3年度）をもって取組終了
	防犯灯・街路灯の一元管理	●		・自治会が管理している防犯灯を市の管理に一元化した。 ・防犯灯、街路灯に加え、公園灯、駐輪灯を含め、LED化が可能なものについて、リース方式による一括整備を行い、コストの削減を図った（R3～）	○	第1次計画（令和3年度）をもって取組終了
	土地の賃借の廃止		●	※現時点で賃借している各土地の廃止には至っていない	×	
	①再任用職員の活用	●		H30：39名 R1：39名 R2：44名 R3：47名 R4：42名 R5：35名	○	第1次計画（令和3年度）をもって取組終了
	②扶助費・補助金の検証・見直し	●	●	・扶助費に関する市の基本方針（「扶助費のあり方」）を策定（H30） ・平成30年度当初予算の扶助費を調査した結果、33.2億円のうち、義務的経費が29.6億円（90%）を占め、任意的経費のうちでも、市単独財源の経費が1千万円（0.3%）であり、見直し効果が低いことが分かった。（H30） ・補助金に関する市の基本方針（「白井市補助金のあり方の基本方針」）に基づき、市が補助主体の全ての補助金について検証・原課のヒアリングを行い、補助金の廃止や内容の見直しを行った（R4） ※全60件中 廃止8件 見直し7件	○	
5 適材適所による事業主体の見直し	③公共施設等にかかる財政負担の軽減・平準化	●		・施設個別計画を策定するまでの間、効果的・効率的な施設維持管理を行うため、修繕計画を策定した（H30） ・市内公共施設の保守点検業務を包括的に委託し、業務効率化とコストを削減（再掲） ・市内公共施設の空調設備、照明設備をリース方式により一括整備し、補助制度の活用と年度間の負担を平準化（再掲）	○	『総合計画・総合計画実施計画』への位置付けに移行（令和4年度～）
	①適正な事業主体の検討	●		・市のアウトソーシングに関する統一的な指針に関する職員説明会の実施（H30） ・コロナ関連事業の外部委託（定額給付金コールセンター・ワクチン接種コールセンター・中小企業一時支援金事務） ※既存事業をアウトソーシングした事例はなし	△	通常業務における取組へ移行（令和4年度～）
	公の施設の運営方法の検討と実施	●		障害者地域活動支援センター・こども発達センター・プラネタリウム館の3施設について、運営方法の見直しを検討したが、外部委託した場合のコストや施設に求められる役割等を考慮し、直営による運営を継続することとし、検討を終了した。（H30～R1）	—	
	保育園の運営方法の検討と実施	●	●	※取組継続中 公立保育園のあり方について、外部委員を含む有識者の会議において検討を行い、今後の役割や機能、一部民営化について提言を受けた（R5～R6）	—	
	学童保育所の運営方法の検討と実施	●	●	・業務委託から指定管理への移行を検討したが、費用対効果を考慮し、R5年度をもって検討を終了した。	×	
	障害者支援センターの運営方法の検討と実施		●	※取組継続中 ・指定管理者制度による運営を見直し、土地・建物の売却・廃止の可否を検討中	—	
	高齢者就労指導センターの運営方法の検討と実施		●	※取組継続中 ・指定管理者制度による運営を見直し、土地・建物の売却・廃止の可否を検討中	—	

現行政経営指針の成果・取組実績

【基本方針2 持続可能な行財政運営】

【取組達成度】○…達成 △…一部未達成 ×…未達成（成果なし）

指針	実施計画	実施計画		主な成果・取組み	取組達成度	備考 (実施計画での位置づけ)
		第1次	第2次			
5 適材適所による事業主体の見直し	市民課等窓口・証明書窓口業務の委託の検討と実施	●		複数の事業者や関係各課との協議、他市の視察を行ったが、費用対効果を考慮し、R3年度をもって検討を中止した。	×	第1次計画（令和3年度）をもって取組終了
	福祉部・健康子ども部窓口業務の委託の検討と実施	●		福祉部・健康子ども部の窓口業務の内容が、複合化・複雑化しており、現時点では委託にそぐわないと判断し、R3年度をもって検討を中止した。	×	第1次計画（令和3年度）をもって取組終了
	環境課窓口業務の委託の検討	●		環境課窓口業務（畜犬登録、粗大ごみ処理搬入受付）の委託を検討したが、他市の状況、費用対効果を考慮し、H30年度をもって検討を終了した。	×	第1次計画（令和3年度）をもって取組終了
	学校校内業務の見直し	●		教職員の負担軽減のため、市が支援できる業務を検討したが、実施には至らず、代替策により負担軽減を図った。 ・補助教員の活用 ・ICT支援員の雇用 ・日直を置かない学校閉庁日の実施 ・校務システムの改良による事務の効率化の促進	△	第1次計画（令和3年度）をもって取組終了
	②コストとサービスの質を比較した事業主体の決定	●		電算技術アドバイザー委託業務（※）の実施（H30～） ※主要システムの運用保守を委託している事業者S Eの常駐	○	第1次計画（令和3年度）をもって取組終了
	出張所窓口の廃止		●	R4年度において、市民アンケート、市民との意見交換会、パブリックコメントを経て方針を決定し、R5年末に市内5か所の出張所を廃止した。	○	
6 評価に基づく行政サービスの質の向上と精査	①総合計画で定める事業の評価	●		第5次総合計画の重点戦略事業・分野別事業について、下記のとおり評価を実施し、今後の事業の方向性を協議・検討（例年：H30～R2） 【評価方法】 ①所管課長により、必要性・有効性・効率性の3つの視点に基づき、自己評価を実施 ②総合計画担当課が事業担当課にヒアリングし、今後の事業の方向性を協議し、4段階に評価 ※「現状のまま継続」、「改善して継続」、「休廃止」、「終了」	○	『総合計画・総合計画実施計画』への位置付けに移行（令和4年度～）
	②外部評価と内部評価の実施	●		第5次総合計画の9施策について3段階の評価を実施（例年） 【1次評価】担当部長による定量的・定性的な評価（内部） 【2次評価】部長等で構成する委員会において1次評価の妥当性の審議等（内部） 【3次評価】附属機関による評価（外部）	○	『総合計画・総合計画実施計画』への位置付けに移行（令和4年度～）
	③改善の手段となる評価の実施	●		従前の評価シートの内容を見直し、評価基準を「必要性」「有効性」「効率性」の3つの視点で整理するなど、シートの簡素化を図った。（H30～） ・評価シート公表にあたっては、施策ごとに施策評価と事業評価を掲載することにより、相互の関連性がわかりやすくなるよう工夫した。（H30～）	○	『総合計画・総合計画実施計画』への位置付けに移行（令和4年度～）
	④市民ニーズに応じたサービスの精査	●	●	・eモニター制度（インターネットを利用した登録者へのアンケート）を利用し、各種事業に関するアンケートを行い、結果を事業内容の精査に活用した。 ・第5次総合計画後期基本計画（R3～R7）の策定にあたり、住民意識調査を実施（R2） ・eモニターの既存登録者をリセットし、改めて登録者の募集を行い、回答数・回答率の向上を図った（R4～R5） ※R6.4登録者数299人、R5平均回答率65%	○	
	⑤必要性の低いサービスの廃止	●	●	・事務事業評価に基づき、次年度以降の事業の廃止・縮小等を実施（H30～R3） ・事務事業評価に加え、各部推薦課長7名と総合計画担当課長で構成するプロジェクトチームを組織し、見直し対象事業の抽出や事業担当課へのヒアリングを行い、次年度以降の事業内容の見直しを行うものを決定（R4～）	○	

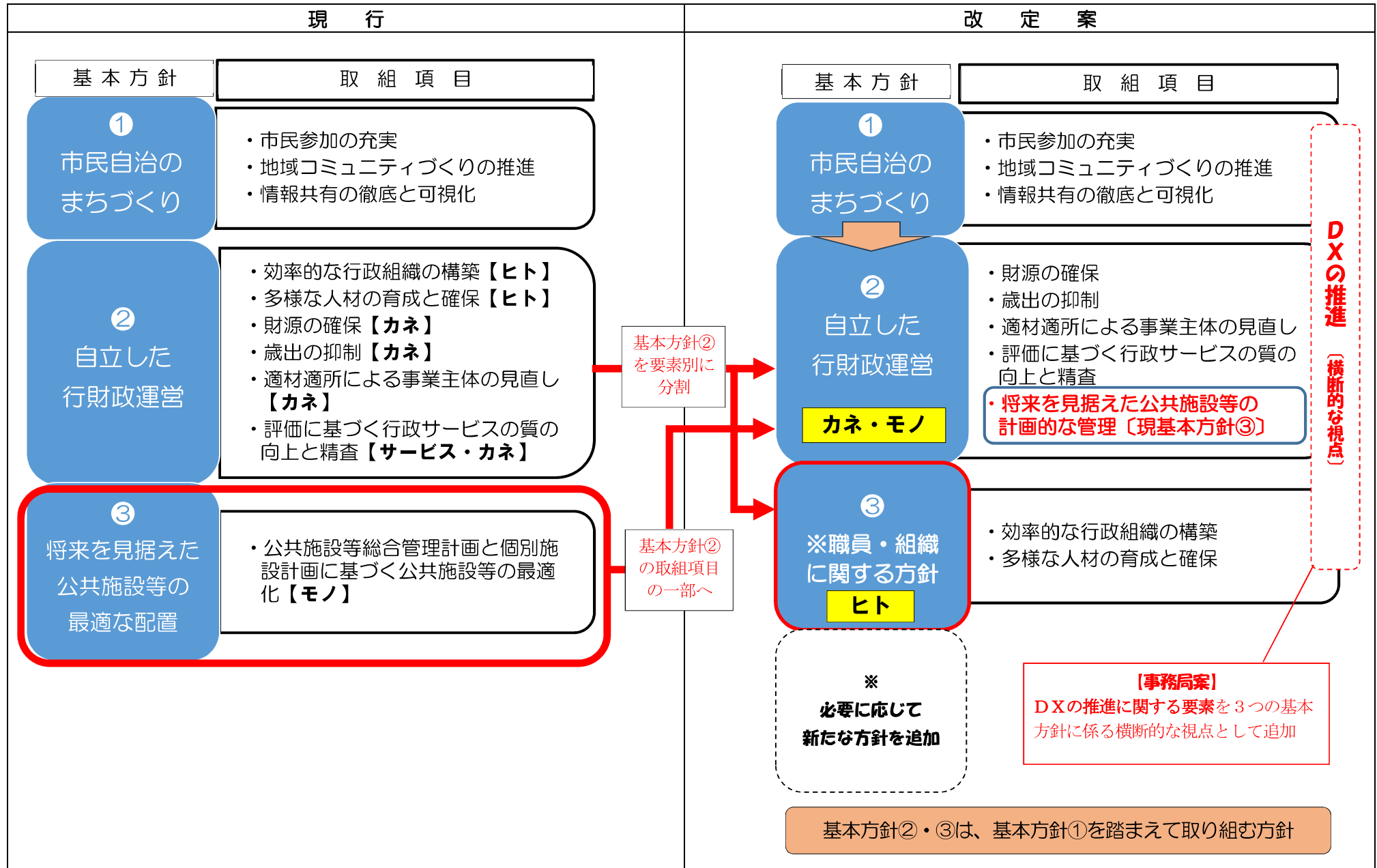
現行政経営指針の成果・取組実績 **【基本方針3 将来を見据えた公共施設等の最適な配置】**

【取組達成度】 ○…達成 △…一部未達成 ×…未達成（成果なし）

指針	実施計画		主な成果・取組み	取組達成度	備考 (実施計画での位置づけ)
		第1次	第2次		
適公共施設等総合管理計画と個別施設計画に基づく公共施設の最	①公共施設等の長寿命化・最適配置	学校給食業務の一元管理及び効率的で安全な学校給食の実施	●	○	『総合計画・総合計画実施計画』への位置付けに移行（令和4年度～）
	②公共施設等の個別計画の策定	公共施設等の個別施設計画の策定	●	○	第1次計画（令和3年度）をもって取組終了
	③公共施設等を管理するための組織体制の構築	公共施設等を管理するための組織体制の構築	●	○	第1次計画（令和3年度）をもって取組終了

基本方針（全体） 改定案

資料 3



基本方針 1

市民自治のまちづくり

白井市第5次総合計画では、将来像の「ときめきと みどりあふれる 快活都市」を実現するため、まちづくりの進め方を「情報・共有」「持続可能な行財政運営」「参加・協働」の3つの柱により取り組むこととしています。

この3つの柱を有機的に結びつけ、さらに行政経営改革として取り組むためには、「行政主導」から脱却し、「市民自治」の考え方を尊重していくことが必要です。

「市民自治」とは、まちづくりの主体が市民であることを原点とし、市民が自分たちでできることと市に委ねることを考え、実践していくことです。

市は、市民、市民活動団体、民間事業者（以下「市民等」といいます。）や地域が自立的に活動することを尊重するとともに、市民等や地域において実践が困難で、公共性の高いものについては、*補完性原理の考え方に基づき、市が補完していくことが必要となります。

市民等は、自分たちにできることを考え、多角的な連携・協力を図りながら実践する（自助・共助）とともに、市は自助や共助の現状と可能性を踏まえながら、課題解決に向けた取り組みを行います（公助）。今後、自助・共助・公助の境界線が流動化していくことが予想されるだけに、必要最小限度の公助を保障した上で、市民と市との役割分担をつねに捉え直しながら、協働のまちづくりに努めます。

こうした補完性原理の考え方を基本に、行政経営改革に取り組むことによって、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進し、市民一人ひとりが自分なりの豊かさを実現できるまちを目指します。

1. 市民参加の充実

まちづくりの中心は市民です。市が担っている部分は一部でしかありません。

市が市民を巻き込むだけでなく、市が市民の活動に巻き込まれていくことも重要です。

その考え方を具現化するためには、第一に、市民が自分たちでできることを考え、地域の諸活動に参加していくことによって、市民力が活かされることが必要です。

第二に、市民が行政活動のさまざまな過程に参加していくことによって、市民の意思と知恵が行政活動に活かされていくことが必要です。

第三に、市民と市が対話しながら一緒にまちをつくるという理念の下に、互いの立場や役割などを認め合い、協働してまちづくりを進めていくことも必要です。

そこで、市では、次のとおり取り組みます。

- ① 「白井市市民参加条例」や「市民参加・協働のまちづくりプラン」により、市民参加の活性化を進めます。
- ② 公益的な市民活動を持続するために必要な支援を行います。
- ③ 市民と積極的な協議を重ねながら、市民と市の両者が連携・協力して課題解決にあたる協働のまちづくりを進めます。
- ④ 市民参加に資源提供という側面を加えながら、寄付や投資を通じた地域活動支援を拓くなど、市民が市民を支えていく資源循環のあり方を模索します。

＊「補完性原理」とは、より小さな単位でできることは、その自主性と自立性を尊重し、小さな単位で対応できないことについては、同意に基づいて、より大きな単位が補完していくことをいう。この原理は、各単位（個人・家族、近隣社会・地域コミュニティ、市民活動団体・民間企業、基礎自治体、広域自治体、国家、国際社会、共同体・団体）の相互関係のあり方を導き、それぞれの権限や役割を見直す基準として用いられている。

2. 地域コミュニティづくりの推進

個人の価値観の多様化や少子高齢化の進行などに伴い、自治会への加入率が年々低下し、地域コミュニティを維持することが厳しくなっています。

地域コミュニティの重要性を示す例として、阪神淡路大震災では、地震発生直後、一時的に家屋に閉じ込められ、自力で脱出できなかった被災者のうち、自衛隊や警察、消防などの行政機関によって救助された人の割合は、全体の2割程度であり、残りの8割にあたる人は、近隣住民によって救出されました。震災後の避難所では、共同生活のため、被災者にとって大きなストレスとなるところですが、普段から付き合いがある住民同士であれば、助け合いながら避難所生活を送ることにつながりやすかったこと、また、復興計画を立てる段階においても、普段から交流のある住民同士であれば、合意形成を図りやすかったことなどから、地域コミュニティの大切さが再評価されました。

これからの地域コミュニティは、地域資源（ヒト・モノ・カネ・情報）が行き交う結節点と捉え、多様な主体が分野横断的に取り組むことが求められています。

このため、自治会活動の活性化はもとより、小学校区を基本に、福祉・子育て・防犯・防災などのさまざまな分野について、地域の課題やその解決方法を協議する「まちづくり協議会」の設立を進め、地域コミュニティの構築と活性化を図ります。

そこで、市では、次のとおり取り組みます。

- ① 自治会未加入者や自治会の活動頻度の低い人などに地域コミュニティの必要性を伝えていきます。
- ② 地域と市との関係を多様化させ、時代に合った関係性を構築します。
- ③ 各小学校区に配置した地域担当職員により、小学校区を基本的な単位とする「まちづくり協議会」の設立を促進し、地域自治の発展を支援します。

3. 情報共有の徹底と可視化

市民自治を進めるためには、情報共有が必要です。

情報を共有する際には、市民等と市との情報共有、市民等相互の情報共有、職員相互の情報共有の3つの視点で取り組むことが重要です。

市民等と市の情報共有では、市は、まちの特性や課題に関する情報を発信するとともに、市民等がわかるように市民等にとってのコストと成果を明らかにすることが必要です。加えて、市民等と向き合い、声を聞き、市民等と市がまちの情報を相互に共有していくことも必要です。

市民等相互の情報共有では、市民等は、まちづくりを「自分事」として捉え、積極的な情報交換や話し合いを通じて、情報を相互に共有していくことが必要です。

職員相互の情報共有では、行政課題の解決のためだけでなく、日頃から部局横断的に職員が話し合いを行い、情報を相互に共有していくことが必要です。

そして、市は、情報共有の徹底を図るため、必要な行政情報を工夫し、簡単でわかりやすく可視化していきます。

そこで、市では、次のとおり取り組みます。

- ① 市民等の属性に適した提供手段を活用し、ニーズに応じた情報の充実・可視化を図ります。
- ② 出前講座・ワークショップの開催やICT（情報通信技術）の活用などにより、身近なところから双方向の情報の共有を進めます。
- ③ 課題の解決のためだけでなく、日頃から部局横断的に職員が話し合える場をつくれます。

基本方針2

自立した行財政運営

地方自治体は、経済成長率の低迷や人口減少の進行などに伴い、国や県からの財政支援が縮小傾向となっているため、行財政の効率化や地域の特性を積極的に活用したまちづくりを推進し、国や県に依存することのない自立した行財政運営ができる財政基盤の確立が求められています。

自立した行財政運営を進めるためには、地方自治体が抱える課題について独自の政策をつくっていくことが求められています。その政策をつくる上で、「*政策法務と*政策財務」の考え方にに基づき取り組む必要があります。

これまで市では、国や県の補助金などの特定財源を積極的に活用して事業を進めてきましたが、今後は、依存財源としての補助金の活用から、戦略的な補助金の活用に転換する必要があります。

そこで市は、国、県、市のそれぞれの役割分担を明確にした上で、課題に対応した政策を立案し、中長期的な展望の下で将来の財政見通しを立て、国や県に依存することのない経営的な視点により、自立した行財政運営を目指します。

また、限られた財源を有効に活用するためには、経営の視点とともに協働の視点に立った行財政運営を目指します。

*「政策法務」とは、現場の課題解決を政策によって具体化するために、独自の法令解釈や条例制定を行っていくことをいう。

*「政策財務」とは、限られた財源の中で政策を実現することを目指し、適切な予算の設定・執行・評価を行っていくことをいう。

1. 財源の確保

市は、千葉ニュータウン事業の開発に伴い、高規格の都市基盤が整備され、昭和54年からは千葉ニュータウン地区への入居が始まり、人口が急激に増加し、それまでの農業中心のまちから首都近郊のベッドタウンとして発展してきました。

発展に伴い、税収は増え、財政力も高まり、安定した行財政運営を行ってきました。

しかしながら、近年の少子高齢化の進行とともに人口推計では、平成32年をピークに人口が減少することから、歳入面では税収の大半を占める個人市民税の減少が見込まれ、今後ますます財源の確保が厳しくなると予想されます。

平成27年度の市税の徴収率は92.1%で、千葉県市町村平均の94.3%より下回っています（平均まであげると約1.8億円の財政効果）。また、使用料・手数料につい

では、「受益と負担の原則」に基づき、利用者に一定の負担を求めています。さらに負担の公平性の観点から見直しが求められています。

このことから、市税等の徴収率の向上や使用料などの見直しにより負担の公平性を図るとともに、自主財源の確保を図ることが必要です。加えて、首都圏空港から近い立地条件を活かし、企業等の進出を誘導するとともに、農産物の高付加価値化・ブランド化を図ることが必要です。

そこで市では、次のとおり取り組みます。

- ①市税のほか、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道料金、保育料、給食費などの未収金の徴収体制を強化し、徴収率を向上します。
- ②使用料・手数料については、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性の観点から見直します。
- ③次世代に健全なままの白井市を引き継ぐため、地方債残高などの将来負担については、一定の方針を示し、削減します。
- ④羽田空港と成田国際空港の中間地点にあり、国道16号や国道464号が通過しているという白井市の立地特性を活かし、企業等の進出を誘導します。
- ⑤農商工の連携による農産物の高付加価値化やブランド化を進めます。

2. 歳出の抑制

持続可能な白井市を構築するにあたって、財政の健全化は必須です。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、依然として90%台で推移し、硬直化が続き、財源不足の状態は解消できていない状況にあることから、財政調整基金に頼らなければ、当初予算を編成できない財政運営が続いています。

このような中、今後も高齢化の進行などに伴う扶助費などの社会保障費の増加や公共施設等の老朽化に伴う維持管理費の増加などが見込まれ、財政負担が高まることが予想されます。一方で、人件費については、10年以内に全職員の約3割にあたる140人が定年退職を迎えることから、計画的な職員採用により抑制することが求められます。

このことから、人件費、扶助費、公債費の見直しにより、義務的経費の抑制に取り組むことが重要です。

そこで市では、次のとおり取り組みます。

- ①事業の見直しや統廃合、民間委託や協働などを積極的に進めます。また、一定の費用でマンパワーの効率化を図るとともに、再任用職員の能力や知識を活用し、仕事の効率化を図ります。
- ②扶助費・補助金について、その対象や必要性、妥当性、有効性などを検証し、見直しを行います。
- ③公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の最適な配置を実現することにより、公共施設等にかかる財政負担を軽減し、平準化します。

3. 適材適所による事業主体の見直し

市では、これまで窓口業務委託などさまざまな外部委託や指定管理者制度の導入などを行い、行政サービスの向上、コスト削減や業務効率の向上を図り、一定の成果を上げてきました。

これからは、市民の立場になって事業の目的を達成するため、誰を事業主体とすれば最も効率的・効果的であるか、市民の納得度が得られるかを考え、事業主体を選択することが必要です。

そこで市では、次のとおり取り組みます。

- ①市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。
- ②事業主体の選定にあたっては、職員が行った場合と外部委託した場合とのコストやサービスの質を比較した上で、事業主体を決定します。

4. 評価に基づく行政サービスの質の向上と精査

限られた資源を有効に活用するためには、施策や事務事業の必要性、目的、事業主体、コスト、成果などを総合的に検証し、よりよい方向に改善していくための行政評価システムの導入が必要です。

行政評価は、短期的視点だけでなく、中長期的視点を持って、それぞれの目的と役割を明らかにした上で実施することが大切です。

また、社会経済情勢などの変化、市民の価値観やライフスタイルの多様化などにより、市民ニーズは多種多様化し、行政サービスに求められる提供範囲は広がっています。

これから限られた財源の中で、市民にとって必要な行政サービスを提供し、充実を図っていくためには、適正な評価に基づき、その行政サービスが、本当に市民が豊かになるためのものになっているのか精査する必要があります。

そこで市では、次のとおり取り組みます。

- ①第5次総合計画の戦略事業を対象に、最少の経費で最大の効果が得られるための評価を行います。
- ②評価にあたっては、評価対象に応じて、外部評価と内部評価を取り入れます。
- ③評価することを目的とすることなく、評価することが改善の手段となるような行政評価にします。
- ④市民ニーズを把握し、市民の立場になって、その行政サービスが市民にとって本当に必要であるかどうかを考え、精査します。
- ⑤行政サービスを精査した結果、市民にとって必要性の低い行政サービスについては、勇気をもってやめる判断をします。

5. 将来を見据えた公共施設等の最適な配置

白井市は、これまで千葉ニュータウン事業により人口が増加し、社会基盤整備が進んできました。千葉ニュータウン事業が収束した今、今後は、人口の減少、少子化・高齢化の進行により、まちの活力が低下することや財政状況が厳しくなることなどが懸念されています。

特に、公共施設等は、昭和54年の千葉ニュータウンのまち開きを契機として集中的に整備されたため、今後、いっせいに建替えや大規模修繕等の時期を迎え、その更新費用は、今後40年間で778億円（年平均約20億円）となる見込みです。

加えて、人口減少などに伴い、公共施設等の利用需要が変化していくことも予想され、今後、公共施設等の老朽化対策は、将来の財政運営やまちづくりを進める上で、最重要課題となってきます。

市のまちづくりは、これまでの右肩上がり時代の「量」の拡大を基調としたまちづくりから、「質」の向上や地域資源の活用を基調とした持続可能なまちづくりへと、新たなステージに突入します。

そこで、最重要課題である公共施設等の老朽化対策を進めるため、中長期的な視点に立って、行政運営の基本的指針である総合計画や都市づくりの基本的な方向性を示す都市マスタープランと整合を図りながら、将来を見据えた公共施設等の最適な配置の実現を目指します。

市は、市民生活を支えるため、学校、複合センター、文化センターなどの建築系公共施設や道路、橋りょう、上下水道などの土木系公共施設など、さまざまな公共施設等を整備してきました。

平成27年度末時点において、建築後30年以上を経過した建築系公共施設の延床面積は、全体の約57%を占めており、10年後には全体の約87%となる見込みで、建築系

公共施設の老朽化が進んでいる状況です。

また、土木系公共施設である下水道は、布設後30年以上となる管きょ延長の割合が、約41%を占めており、10年後には約70%となる見込みで、老朽化が進んでいる状況です。

公共施設等の老朽化対策を推進するため、市が保有する全ての公共施設等を対象に、公共施設等の現況や財政・人口の将来見通しを踏まえ、地域の特性や広域連携も視野に入れながら、長期的な視点に立って、長寿命化・更新・統廃合等を推進するため、総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針となる「公共施設等総合管理計画」を策定します。

そして、この公共施設等総合管理計画を踏まえ、公共施設等のあり方について、市民との合意形成を図りながら、個別施設の長寿命化や有効活用、統廃合を計画的に進めることが必要です。

そこで市では、次のとおり取り組みます。

- ①都市マスタープランを踏まえながら、公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点から現有する公共施設等の長寿命化や最適な配置などを進めます。
- ②公共施設等総合管理計画に基づき、市民との合意形成を図りながら、行動計画となる公共施設等の個別施設計画を策定します。
- ③公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するため、部局横断的な調整をする組織体制を構築します。

行政経営指針 基本方針3

※職員・組織に関する方針

※要検討

1. 効率的な行政組織の構築

地方分権の推進、少子高齢化の進行などによる行政課題の変化への対応、公共施設等の老朽化対策など、市が担うべき役割が増加している一方で、職員数は人件費の抑制のため、減少傾向にあります。

これまで市は、こうした行政課題の変化に対し、行政組織の細分化や専門化などにより対応してきましたが、これにより、部が所管する課や職員の数の偏在化や縦割り行政の弊害が生じています。

これからは、限られた市役所内のマンパワーを最大限に発揮し、新たな行政課題に対応していくために、効率的で機動的な行政組織を構築するとともに、行政組織のスリム化や行政組織内の分権を進める必要があります。

また、東日本大震災や熊本地震など大規模災害が発生したことを教訓として、危機管理体制を充実することも重要な課題です。

そこで市では、次のとおり取り組みます。

- ①行政組織の細分化、専門化を見直し、統廃合することにより、行政組織の効率化・スリム化を進めます。
- ②突発的に発生する行政課題にも機動的に対応できる柔軟な行政組織づくりと危機管理体制の強化に取り組みます。また、部局横断的に行政課題を解決するために、プロジェクトチーム制度を導入します。
- ③ＩＣＴなどを活用して情報をしっかりと整理し、行政組織内の情報共有を徹底します。

2. 多様な人材の育成と確保

市役所にとっての最大の資源は、職員です。

行政経営改革を実現するための一丁目一番地は、職員一人ひとりの改善・改革の意欲向上と意識改革にあります。

これまで市は、「人材育成基本方針」を策定し、職員の意欲向上や意識改革に取り組んできましたが、市の行財政を取り巻く環境と市民の求める職員像が変化しています。

第13回住民意識調査によると、「市民が市の職員に求める職員像として重要なもの」への問いに対して最も多かった回答は、「市民の目線で考え、信頼される職員」でした。

これからは、いっそう職員一人ひとりの意識改革を進め、職員の現場主義を徹底し、市民目線に立った信頼される職員を育成するとともに、人材を確保することが必要です。

そこで市では、次のとおり取り組みます。

- ①「白井市職員のあるべき姿」を職員自らが作成した上で、「人材育成基本方針」を見直します。
- ②職員一人ひとりの能力や意欲を最大限に発揮するため、「人材育成基本方針」に基づく研修等により計画的に人材を育成し、適材適所の人事配置を進めます。
- ③現場を重視する職員を育成し、職員の現場主義を徹底します。
- ④職員が地域と市民に貢献しようとする意識を醸成するため、職員が地域の活動に参加しやすい仕組みを検討し、推進します。
- ⑤職員採用にあたっては、豊富な経験、専門的な知識を持った人材の積極的な確保に取り組みます。

現 行	改 定 案
1. 効率的な行政組織の構築	※新たな基本方針3に再編
2. 多様な人材の育成と確保	※新たな基本方針3に再編
3. 財源の確保 ① 市税のほか、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道料金、保育料、給食費などの未収金の徴収体制を強化し、徴収率を向上します。 ② 使用料・手数料については、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性の観点から <u>見直します</u> 。 ③ <u>次世代に健全なままの白井市を引き継ぐため、地方債残高などの将来負担については、一定の方針を示し、削減します。</u> ④ 羽田空港と成田国際空港の中間地点にあり、国道16号や国道464号が通過しているという白井市の立地特性を活かし、企業等の進出を誘導します。 ⑤ <u>農商工の連携による農産物の高付加価値化やブランド化を進めます。</u>	1. 財源の確保 ① 市税のほか、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道料金、保育料、給食費などの未収金の徴収体制を強化し、徴収率を向上します。 ② 使用料・手数料については、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性の観点から <u>定期的に見直しを行います</u> 。 ※取組項目4（歳出の抑制）の一部に再編し、文言の一部を修正 ③ 羽田空港と成田国際空港の中間地点にあり、国道16号や国道464号が通過しているという白井市の立地特性を活かし、企業等の進出を誘導します。 ※分野別事業レベルの取組みであり、財源の確保に直接的に効果があるものでないため削除 ④ <u>国や県の補助金、市税のみならず、多様な方法による収入の確保を進めます。</u>
実施計画のみに位置づけていた取組項目を指針にも明記	
4. 歳出の抑制	2. 歳出の抑制
再編	① <u>次世代に健全なままの白井市を引き継ぐため、地方債残高などの将来負担については、一定の方針を示し、削減します。</u>
① 事業の見直しや統廃合、民間委託や協働などを積極的に進めます。 <u>また、一定の費用でマンパワーの効率化を図るとともに、再任用職員の能力や知識を活用し、仕事の効率化を図ります。</u>	② 事業の見直しや統廃合、民間委託や協働などを積極的に進めます。 ※定年引上げにより、再任用制度が令和13年度に廃止となるため、削除
② <u>扶助費・補助金</u> について、その対象や必要性、妥当性、有効性などを検証し、見直しを行います。	③ <u>市が単独の補助主体である補助金</u> について、その対象や必要性、妥当性、有効性などを検証し、 <u>定期的に見直し</u> を行います。

基本方針２ 自立した行財政運営 改定案

現 行	改 定 案
③ <u>公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の最適な配置を実現することにより、公共施設等にかかる財政負担を軽減し、平準化します。</u>	※改定案取組項目 5（公共施設等の計画的な管理）に再編し、文言を一部修正
5. 適材適所による事業主体の見直し	3. 適材適所による事業主体の見直し
① 市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。	① 市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。
② 事業主体 _____ の選定にあたっては、職員が行った場合と外部委託した場合とのコストやサービスの質を比較した上で、 <u>事業主体を決定します。</u>	② <u>事業の実施方法</u> の選定にあたっては、職員が行った場合と外部委託した場合とのコストやサービスの質を比較した上で <u>決定します。</u>
6. 評価に基づく行政サービスの質の向上と精査	4. 評価に基づく行政サービスの質の向上と精査
① <u>第5次総合計画の単独事業を対象に、最少の経費で最大の効果が得られるための評価を行います。</u>	① <u>第5次総合計画の単独事業を対象に、最少の経費で最大の効果が得られるための評価を行います。</u>
② 評価にあたっては、評価対象に応じて、外部評価と内部評価を取り入れます。	② 評価にあたっては、評価対象に応じて、外部評価と内部評価を取り入れます。
③ 評価することを目的とすることなく、評価することが改善の手段となるような行政評価にします。	③ 評価することを目的とすることなく、評価することが改善の手段となるような行政評価にします。
④ <u>市民ニーズを把握し、市民の立場になって、その行政サービスが市民にとって本当に必要であるかどうかを考え、精査します。</u>	④ <u>市民ニーズを把握し、市民の立場になって、その行政サービスの必要性を精査し、必要性の低いものについては、勇気をもってやめる判断をします。</u>
⑤ <u>行政サービスを精査した結果、市民にとって必要性の低い行政サービスについては、勇気をもってやめる判断をします。</u>	整理・統合
※現 基本方針③ 将来を見据えた公共施設等の最適な配置	5. 将来を見据えた公共施設等の計画的な管理
※① <u>都市マスタープランを踏まえながら、公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点から現有する公共施設等の長寿命化や最適な配置などを進めます。</u>	① <u>公共施設等総合管理計画に基づき、</u> _____ <u>長期的な視点から現有する公共施設等の長寿命化や最適な配置などを進めます。</u>

基本方針２ 自立した行財政運営 改定案

現 行	改 定 案
※② 公共施設等総合管理計画に基づき、市民との合意形成を図りながら、行動計画となる公共施設等の個別施設計画を策定します。	② 公共施設等総合管理計画に基づき、市民との合意形成を図りながら、行動計画となる公共施設等の個別施設計画を策定します。
※③ 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するため、部局横断的な調整をする組織体制を構築します。	③ 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するため、部局横断的な調整をする組織体制を構築します。
「歳出の抑制」から再編	④ <u>公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等にかかる財政負担を軽減し、平準化します。</u>

現 行	改 定 案
(1. 効率的な行政組織の構築) (① <u>行政組織の細分化、専門化を見直し、統廃合することにより、行政組織の効率化・スリム化を進めます。</u>) (② <u>突発的に発生する行政課題にも機動的に対応できる柔軟な行政組織づくりと危機管理体制の強化に取り組みます。また、部局横断的に行政課題を解決するために、プロジェクトチーム制度を導入します。</u>) (③ <u>ICTなどを活用して情報をしっかりと整理し、行政組織内の情報共有を徹底します。</u>)	1. 効率的な行政組織の構築 ① <u>限られた職員のマンパワーを最大限に発揮するため、行政組織の効率化に取り組みます。</u> ② <u>新たな</u>行政課題にも機動的に対応できる柔軟な行政組織づくりと危機管理体制の強化に取り組みます。 ※ 取組み完了のため、後段は削除 ③ ICTなどを活用して情報をしっかりと整理し、行政組織内の情報共有を徹底します。
(2. 多様な人材の育成と確保) (① <u>「白井市職員のあるべき姿」を職員自らが作成した上で、「人材育成基本方針」を見直します。</u>) (② 職員一人ひとりの能力や意欲を最大限に発揮するため、「人材育成基本方針」に基づく研修等により計画的に人材を育成し、適材適所の人事配置を進めます。) (③ 現場を重視する職員を育成し、職員の現場主義を徹底します。) (④ 職員が地域と市民に貢献しようとする意識を醸成するため、職員が地域の活動に参加しやすい仕組みを検討し、推進します。) (⑤ 職員採用にあたっては、豊富な経験、専門的な知識を持った人材の積極的な確保に取り組みます。)	2. 多様な人材の育成と確保 ※ 取組み完了のため削除 ① 職員一人ひとりの能力や意欲を最大限に発揮するため、「人材育成基本方針」に基づく研修等により計画的に人材を育成し、適材適所の人事配置を進めます。 ② 現場を重視する職員を育成し、職員の現場主義を徹底します。 ③ 職員が地域と市民に貢献しようとする意識を醸成するため、職員が地域の活動に参加しやすい仕組みを検討し、推進します。 ④ 職員採用にあたっては、豊富な経験、専門的な知識を持った人材の積極的な確保に取り組みます。
	※. 新たな取組項目